

## 1. 地域金融の課題

### (1) 環境変化への迅速な対応

- 地域金融機関を取り巻く環境が急激に変化している。長短金利差は、過去に比べ大きく縮小しており、その結果、長短金利差に頼り、融資量の拡大で収益をあげる従来型のビジネスの収益性は低下を続けている。
- 最近の決算をみると、それが既に顕在化しており、半数以上の地域銀行が本業赤字となっており、信用金庫においても同様の傾向がみられる。こうした状況が継続すると、金融機関の健全性の問題に進展する恐れがある。
- これに加え、構造的な問題として、人口減少等による資金需要の減少やテクノロジーの進化による金融業自体の変化が生じており、各金融機関における環境変化への迅速な対応が望まれる。

### (2) 地域企業・経済への貢献と自らの経営安定の両立

- 金融機関の経営の安定性は地域企業・経済の発展と相関が高い。地域金融機関と同様に人口減少などに直面する地域企業の経営課題の解決に貢献することが出来る金融機関は、厳しい経営環境の中でも、顧客との信頼関係をベースに生き残っていくことが可能。
- 金利環境の変化などにより、金融機関の本業から得られる収益は予想以上に減少しており、金融機関も当局も、よりスピード感を持って、環境変化への対応が必要。

## 2. 金融行政の方針

### (1) 検査・監督の見直し

- 昨年12月に、「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方

針) 案」と題する文書をパブリック・コメントに付した。

○ 本基本方針案については、パブリック・コメント期間中に、財務局単位で対話の会を開催し、全ての信用金庫から、直接、実情や悩み、懸念など様々な意見を聞いた。

○ 対話の会の模様については、主な意見を取りまとめ、近々、当庁のホームページにおいて公表する予定<sup>(注)</sup>。

(注) 当該対話の会の模様は、3月27日付で公表済。

○ 対話を通じて、規模の大きな金融機関よりも、むしろ、地域や顧客に密着したサービスを行っている金融機関のほうが、検査マニュアルと実務との間での違和感・問題意識を持っており、独自に工夫を行っているという印象を受けた。他方、創意工夫を行いたいものの、監査との関係では試行錯誤しているという印象も受けた。

○ 検査マニュアル廃止の趣旨は、19年前にできた検査マニュアルに書いてあるよりもいいやり方があるのであればそれを試みやすい環境を作りたい、社内での議論に際し一つ一つの問題を経営全体の中で考えやすい環境を作りたい、金融庁の側においても、金融行政の根本目的に立ち返って考えることができる力をつけるようにしたい、というもの。

○ これは、金融庁だけでできるものではなく、金融機関とともに議論していくことが不可欠。今後も、新しい検査・監督のあり方について、意見・提案を頂戴し、金融機関と建設的で双方向の対話を続けながら、金融行政の質を継続的に高めていきたい。

## (2) 個別金庫に対する検査・監督対応等

○ 地域銀行に対するモニタリングについては、昨年から、銀行ごとの収益性、健全性、ガバナンスの質などに関するデータの蓄積と分析に、大きなリソースを充てている。

○ 今後は、こうした各行ごとのプロファイリングに基づき、メリハリのある検査・監督を行っていき、信用金庫などの協同組織金融機関にも展

開していく方針である。

- 健全性やガバナンス・内部統制などの点で問題が少ない金融機関とは、主としてベストプラクティスに向けた対話を中心にしていく。
- 他方で、ビジネスモデルの持続性が乏しく収益性や健全性に問題がある金融機関、ガバナンスや内部統制等に問題が認められる金融機関とは、検査などを通じた実態把握に基づき、改善策についての深度ある対話を、問題が解決するまで継続していく。
- また、昨年1年間は、地域銀行の有価証券運用に焦点をあて、モニタリングを行ってきた。その中では、証券運用とリスク管理における専門性や経営の関与のあり方に大きな問題がある銀行が認められた。
- 最近になっても、世界的に金利正常化が予想される中、20年国債購入を増加させるなどにより金利リスクを増大させている金融機関が存在する。有価証券の具体的運用は、各金融機関の経営判断に属することであるが、本業の収入減を埋め合わせるための目先の金利収入を理由に、過大なリスクをとっている金融機関が少なからず見受けられることに大きな懸念を有している。
- 同様の問題は、信用金庫業界においても散見されており、本業で収益をあげられず経営体力も弱い金融機関が、本質的な経営課題と向き合わず、足元の収益確保のために、十分なリスク分析無しに無謀ともいえる運用を行なっていることは、健全性の観点から大きな問題であり、こうした金融機関の運用・リスク管理の改善は、急を要する行政課題と認識している。

### (3) 早期是正のメカニズム

- 最近における地域金融機関を取り巻く環境変化や収益の減少は、個別金融機関の問題もさることながら、業界全体に通ずる側面もある。今後色々なリスクシナリオが顕在化する可能性がある中、今述べたような個別金融機関との対話のみで、果たして、将来にわたる金融システムの健全性を維持できるか、という問題意識を持っている。

- 特に、抜本的な改革無しに収益性や健全性の改善が望めないという客観的な実態があるにもかかわらず、経営の認識が甘く、必要な対応を先送りし、結果として自力では回復不可能な程度にまで経営が悪化する金融機関が今後出現する可能性がある。
- 現在、金融機関の健全性維持の枠組みとして、監督指針で早期警戒制度、法律で早期是正措置が規定されているが、現行の枠組みに基づく対応だけでは、金融機関の健全性の維持への取り組みが遅きに失することとならないか、検討する必要がある。

#### (4) 地域に貢献する金融機関への支援

##### ① 地域経済活性化支援機構（REVIC）、日本人材機構

- 厳しい経営環境が続く中、地域企業や地域経済の発展に貢献しようと努力している金融機関を支援することも行政の重要な役割と認識している。
- ただし、金融機関の中には、そのため、これまでのビジネスモデルの変革や抜本的なリストラが必要と経営が認識しても、具体的に何をしたらよいか分からない、または経営を助けて改革を遂行する人材が不足している、などの悩みを抱えている経営者もいると考えられる。
- REVICにおいては、これまで金融機関の事業性評価や事業再生支援の能力を高めるための人材派遣や職員研修を行ってきたが、子会社の日本人材機構と共同で、そうした金融機関に対し経営サポート人材等の派遣を行い、金融機関の価値向上を支援したい。

##### ② 業務範囲の見直し

- 地域金融機関が地域企業の価値向上や地域経済の活性化に貢献できるよう、業務範囲に関する規制緩和を検討しているが、まず、金融機関本体や子会社等が取引先企業に対して行う人材紹介業務が、規制上問題ない旨を監督指針で明確化すべく、2月末にパブリック・コメントを

終了し、改正に向けて作業を行っている<sup>(注)</sup>。

(注) 当該監督指針は、3月30日付で改正済。

- 金融機関の役割が、単に預金をとって融資するものから、顧客の課題や悩みに応える中でファイナンスのツールを提供するという具合に変化を遂げている中で、従来の金融機関の業務範囲の考え方は一部時代に即さないものとなっているとの認識を強めている。地域の活性化に資する保有不動産の有効活用を含め、業務の規制緩和を幅広く考えていく。

### (5) 公的金融と民間金融の役割

- 公的金融は、民業補完を旨としつつ、民間金融と連携・協業して地域経済の発展を下支えすることが本来の目的と考えられる。商工中金で発生した不正事案を踏まえ、昨年11月から「商工中金の在り方検討会」において議論が行われ、1月11日に「中間取りまとめ」が行われた。
- その中では、商工中金は、地域金融機関と信頼関係に基づき連携・協業しながら、生産性が低く、経営改善、事業再生や事業承継等を必要としている中小企業等の支援に重点的に取り組み、当該企業の生産性向上等に貢献し、それを通じて適正な金利・手数料収入を得るビジネスモデルを構築すべき旨、提言されたところ。
- また、外部に独立性の高い「第三者委員会」を設置して、ビジネスモデル構築の進捗状況をモニタリングしていく旨の提言もなされている。
- 「商工中金の在り方検討会」においては、日本政策金融公庫をはじめとした公的金融全般についても、例えば、
  - (i) 民間金融機関で十分資金需要に対応できる現在の環境では、公的金融の役割を抜本的に見直すべき。
  - (ii) 公的金融の役割は、市場の失敗の補完であり、これを機会に他の政府系金融機関、信用保証制度も含めて全体として制度見直しの議論が必要である。
  - (iii) 政府系金融機関の金利は、地域金融の金利のプライシングに大きな影響を及ぼしている。

など、様々な意見が出された。

- 金融庁としても、金融機関の協力を得ながら、更なる実態調査に努め、公的金融と民間金融の望ましい関係の実現に向けて、関係省庁等との議論を行っていく予定。
- 上記2（3）から（5）の事項については、それぞれが相互に関連することから、今後、「金融仲介の改善に向けた検討会議」で有識者の方々に議論していただき、考え方をとりまとめる予定。

### 3. 信用金庫への期待

- 地域の金融機関や企業を取り巻く環境は厳しさを増しているが、他方、地域企業には、ITの活用による経費の削減、事業の選択と集中といった生産性向上策を適切に実施すれば、企業価値の向上が見込める先は決して少なくない。多くの中小企業は、社長と営業部門、製造部門があるだけで、大企業のように企画部や財務部といった経営戦略やファイナンス政策などを考える部署や人材が不足しているところが多いと思われる。企業の経営者の課題や悩みを聞き、当該企業の価値向上につながる有益なアドバイスとファイナンスを提供し、地域企業・経済に貢献することが、地域金融機関に期待される役割だと考えている。
- 多くの信用金庫では、これまでも相互扶助の理念の下、顧客本位の良質な金融サービスを提供し、地域の企業・経済の成長を支援することにより自らの収益の安定を図るといったビジネスモデルを実践していると認識している。
- 他方、人口減少や低金利の継続などにより経営環境が厳しくなる中、こうしたビジネスモデルを将来にわたって持続的なものとするためには、経費の更なる節減合理化をはかっていくことが重要だと考える。これは個々の信用金庫の取組みだけでは限界があり、各金庫のミドル・バックの業務を共通化するなど、中央機関の果たす役割が重要である。
- また、中央機関は、各信用金庫の好取組み（ベストプラクティス）を他の信用金庫に展開することなどにより、業界全体の底上げを図って

いく点でも、重要な役割を果たすことができる。

- 信金中金は、そうした問題意識を持ち、これまでも様々な改革を実践しているが、今後においても、個別信用金庫と信金中金が協働し、業界全体の健全性を保つとともに、地域経済の発展に貢献することを期待している。

#### 4. 「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績及び参考事例集の公表について

##### (1) 活用実績について

- 「経営者保証に関するガイドライン」について、昨年12月27日に、平成29年度上半期の民間金融機関における活用実績を公表した。
- 新規融資全体に占める経営者保証に依存しない融資の割合については16.3%と、前年同期比1.8%ポイント上昇している。信用金庫のみで見ると、約10%と前年同期比約1.0%ポイント上昇している。
- また、代表者の交代時の対応状況について見ると、特に新・旧経営者から二重で個人保証を徴求している割合が約38%であり、前期比約9.0%ポイント低下している。ただし、信用金庫のみでは、この割合は約58%（前期比約7.0%ポイント低下）であり、全体平均と比較しても高くなっている。
- 現在、金融庁では、複数の地域銀行から規定や融資データ等を提出いただき、ガイドラインの活用に係る実態調査を進めている。調査の途中ではあるが、調査で判明した内容について以下のとおり紹介する。
- 事業承継時については、以下のようなことが分かった。
  - ・ 規定を比較してみると、新・旧経営者から二重で個人保証を徴求している割合が高い先については、ガイドライン本文の内容をそのまま写しているものに留まり、個人保証の必要性の確認方法や顧客説明について具体的な記載がなく、運用は現場任せの可能性が窺える。
  - ・ 二重徴求の理由について、旧経営者が代表権を有している、または

自社株式を 1/2 以上有しているため、保証解除に踏み切れないと説明を受けていた。しかし、調査データからは、代表権もなく、かつ自社株式を 1/2 以上有していない旧経営者の個人保証が相当数（約 4 割）に上る。

- ・ 同じく、二重徴求先については、事業承継の手続きには一定の時間を要することから、相応の期間経過後に旧経営者の保証を解除していると聞いていた。しかし、同様のデータからは、3 年前に二重徴求していた先で、貸出残高がある先のうち、大半（約 8 割）の先が 3 年後においても、引き続き、二重徴求している。

○ 次に、ガイドライン適用のための要件判断については、事業者の実情等に合わせて柔軟に対応していると聞いていたが、特に「財務基盤の強化」の判断では、金融機関毎に大きな幅があることが分かった。

- ・ 具体的には、一部の金融機関では、正常先であっても、ほぼ全ての先がこの要件を満たせていないと厳しく判断している一方で、ガイドラインの活用が進んでいる金融機関では、正常先の 8 割以上の先が、この要件を満たしており、更に、正常先の約 7 割が 3 要件全てを満たしていると極めて柔軟に判断している。
- ・ このような活用が進んだ金融機関については、規定やチェックシート上からも、「財務基盤の強化」の要件である担保の充足状況について、担保が充足していなくても、他の要件を含めて総合的に判断するなど、柔軟な対応を行っている。更に、その理由については、要件判断を厳格に運用した場合、ほとんどの経営者から個人保証を徴求することとなり、ガイドライン本来の目的である経営者による思い切った事業展開や円滑な事業承継が進まないからであると聞いている。

○ これらのことから、要件判断に際しては、硬直的・形式的に運用するのではなく、個人保証の必要性を十分に検討して、事業者の実情等を総合的に勘案するなど柔軟な運用をすることで、経営者による思い切った事業展開や円滑な事業承継が進むのではないかと考えている。実態調査については、今後も継続してヒアリングや分析を進めていきたい。

## （2）参考事例集の公表について

○ 金融庁がガイドラインの活用を促すため公表している参考事例集に



ついて、新たに8事例を追加した改訂版を昨年12月27日に公表しており、その中から、信用金庫による有効な取組事例を1つ紹介する。

- ・ 本件は、サブメインでありながらも、当社との信頼関係を維持しながら、当社の経営状態や資金繰りを把握し、地域経済への影響を考慮し、事業譲渡による抜本再生に取り組み保証債務の整理を行った事例。企業や経営者の中に深く入り込んで実態を把握している強みを生かして、雇用や取引先等地域全体への影響を考慮し、サブメインであるが、メインバンク任せにせず、自ら主体的に対応した点が意義深いものとする。
- なお、1月26日、全国銀行協会が主体となって、企業の財務データ面だけでなく、企業の事業内容や成長可能性等を踏まえて個人保証の必要性を判断するようガイドラインのQ&Aを改訂している。
- 信用金庫においてもこれらの取組みや事例、Q&Aを参考にして、一層のガイドラインの活用に取り組んでほしい。

## 5. サイバーセキュリティについて

### (1) 実態把握

- 信用金庫のサイバーセキュリティ対策については、昨事務年度まで、当庁主催ワークショップや他業態への実態把握結果のフィードバック等を通じて、業態全体の底上げに重点を置き取組みを推進してきた。
- こうした取組みを踏まえ、昨年9月から12月にかけて、預金量の多い先等を中心に信用金庫への実態把握を実施した。
- しかしながら、多くの先において、依然として経営層の関与が希薄であり、サイバーセキュリティ対策の基礎的な部分の取組みに着手できていない、または停滞している状況が見られた。
- サイバーセキュリティが経営上の重要課題であると認識していただくことが重要。

### (2) サイバー演習

- 昨秋実施したサイバー演習（Delta Wall II）について、演習参加金融機関に対し、先般、事後評価を還元した。

サイバー攻撃に的確に対応するためには、様々な可能性を考慮して行動するなど、より広い視野での対応が必要。

- 当庁では、「金融分野のサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」に基づき、これまで、サイバーセキュリティ対策への理解の浸透に努めてきており、多くの業態では取組みが進んできている。

しかしながら、信用金庫業界においては依然としてサイバーセキュリティ対策に大きな進展がみられない。攻撃の裾野が拡がり中小金融機関へのサイバー攻撃が増加傾向にあることを踏まえれば、その対策を加速させる必要がある。

- 当庁としても、現在、信用金庫業界が取り組んでいる「リスク評価の手法」や「コンチプランの策定」にかかる研究会の取組みを支援しているほか、FISC や金融 ISAC に対し、中小金融機関向けのワークショップ等の開催を要請している。

- また、個別金融機関のみでサイバー攻撃に対応することは限界がある。そのため、金融 ISAC 等の情報共有機関等を活用して情報共有・分析を行う「共助」の観点が必要であるが、金融 ISAC への加盟が進んでいないため、ぜひ加盟を積極的に検討してほしい。

（注）信金業態（全 261 金庫）における金融 ISAC 加盟状況は、正会員 53 金庫・準会員 8 金庫（平成 30 年 4 月 17 日現在）

- 実態把握・演習を通じて判明した課題や良好事例は、今後、業界団体を通じてフィードバックするので、各自よく再点検し改善につなげてほしい。

サイバー攻撃が高度化・複雑化し、中小金融機関へのサイバーセキュリティのリスクが一層高まる中、サイバーリスクをコーポレートリスクとして捉え、理事長自らがリーダーシップを発揮し対策を加速してほしい。

## 6. 東日本大震災復興緊急保証に係る運用の見直し

- 昨年 11 月 22 日付で、中小企業庁において、東日本大震災復興緊急保証<sup>(※)</sup>に係る運用の見直しが行われた。

(※) 平成 23 年 5 月 23 日実施。東日本大震災による著しい被害によって、経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で融資額の 100%を保証する制度。

- 同保証の利用対象者は、
  - ① 地震・津波等により直接被害を受け、罹災証明書を有する中小企業者  
又は、
  - ② 震災の影響により、最近 3 ヶ月の売上高等が被災前の同期と比較して 10%以上減少していることについて、市区町村の認定を受けた中小企業者  
となっていた。

しかしながら、直接被害を受けたわけではないため、罹災証明書を持たない（間接）被災企業者は、東日本大震災事業者再生支援機構の支援により、業況が回復した場合、どちらの要件も満たさないことから同保証を利用できなかった。

今般、中小企業庁による運用見直しにより、東日本大震災事業者再生支援機構が発行する支援証明書が、罹災証明書と同様に取り扱われることとなったため、機構に支援を受けた事業者であれば、業況が回復したとしても、同保証の利用が可能とされた。

- 被災事業者の支援に取り組む金融機関におかれては、東日本大震災の被災地における復興加速化の観点から、こうした制度の活用も含め、引き続き、積極的な被災事業者の支援をお願いします。

## **7. 東日本大震災事業者再生支援機構の活用について**

- 2 月 1 日に、「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部を改正する法律」が成立し、当機構の被災事業者に対する支援決定期間が、平成 30 年 2 月 22 日から平成 33 年 3 月 31 日まで約 3 年間延長された。

- これを受け、被災事業者支援の一層の促進を図るため、協会に対し2月2日付で要請文を発出した。各信用金庫においては、当該要請文の趣旨を踏まえ、引き続き、積極的な被災事業者の支援をお願いする。

## 8. 詐取されたキャッシュカードによる不正出金の被害防止について

- 偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況については、四半期ごとに取りまとめて公表しており、平成29年12月末の状況を3月15日に公表した。盗難キャッシュカードによる被害は、28年度以降、急増しており、29年12月期の被害発生件数・被害金額は、共に前年同期比約3倍となっている状況。
- 全国信用金庫協会や各信用金庫におかれては、従前より、注意喚起文をウェブサイトに掲載するなど、各種対策に取り組んでいると承知しているが、被害が急増している現状にかんがみ、例えば高齢者等、被害の多い顧客の属性を踏まえた注意喚起及び啓蒙活動により一層取り組むなど、被害の特徴を捉えた対策の検討に努めてほしい。

(以上)